

第 15 回 契約監視委員会－議事概要－

1. 開催日時：令和 5 年 6 月 9 日（金） 13：30～15：40
2. 開催場所（方法）：Web 会議による審議
3. 出席者
（委員会委員）青山委員長、民井委員長代理、鈴木委員、長屋委員、瀧原委員
（QST 参考人）本部 財務部契約課 服部課長
高崎量子応用研究所 管理部経理・契約課 尾野事務統括
関西光量子科学研究所 管理部経理・契約課 木村課長
那珂研究所 管理部契約課 丸山課長
六ヶ所研究所 管理部経理・契約課 川端課長 他
（事務局）監事室 大塚室長、小畑主査

4. 議題

1. 「第 14 回契約監視委員会の審議結果を踏まえた対応について（要請）」への回答について
2. 令和 4 年度における事後点検について
 - (1) 令和 4 年度下半期における随意契約の状況について
 - (2) 令和 4 年度下半期における一者応札・応募の状況について
 - (3) 令和 4 年度下半期における随意契約及び一者応札のサンプリング事後点検について
 - (4) 令和 4 年度調達等合理化計画の自己評価の点検について
3. 令和 5 年度調達等合理化計画の点検について
4. その他

配布資料

- 資料 1 第 14 回契約監視委員会－議事概要－
- 資料 2 「第 14 回契約監視委員会の審議結果を踏まえた対応について（要請）」への回答
- 資料 3-1 令和 4 年度量子科学技術研究開発機構下半期契約データ
- 3-2 令和 4 年度下半期契約データ推移
- 3-3 令和 4 年度量子科学技術研究開発機構 年間契約データ
- 3-4 令和 4 年度年間契約データ推移
- 資料 4 令和 4 年度下半期契約（競争性のない随意契約）の状況
参考資料 随意契約による調達が可能となる事例を示した規程類（抜粋）
- 資料 5 令和 4 年度下半期契約（一者応札・応募）の状況

- 資料 6 令和 4 年度下半期のサンプリング事後点検について
- 資料 6-1 令和 4 年度下半期の競争性のない随意契約サンプリング事後点検
- 資料 6-2 令和 4 年度下半期の一者応札・応募案件サンプリング事後点検
- 資料 7 令和 4 年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画
【自己評価】 (案)
- 資料 8 令和 5 年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画 (案)

5. 議事概要

1. 「第 14 回契約監視委員会の審議結果を踏まえた対応について (要請)」への回答

QST 参考人から資料 2 に基づき説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

2. 令和 4 年度における事後点検について

(1) 令和 4 年度下半期における随意契約の状況について

QST 参考人から資料 3、資料 4 に基づき、令和 4 年度下半期における随意契約の状況とともに、過去 5 年の件数、金額について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

なお、令和 4 年度下半期の随意契約の比率が金額ベースで増加した理由は、大口のリース契約によるとの説明があったが、委員から当該契約における事業者選定理由について質問があり、QST 参考人から既存物品との接続性や技術的理由等によるもので契約審査委員会での審査を経て随意契約になったとの説明があった。

(2) 令和 4 年度下半期における一者応札・応募の状況について

QST 参考人から資料 3、資料 5 に基づき、令和 4 年度下半期における一者応札・応募の状況とともに、過去 5 年の件数、金額について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

なお、令和 4 年度下半期の一者応札・応募の比率が金額ベースで増加した理由は、大口の建屋建設工事によるものとの説明があったが、委員から当該契約における一者応札理由について質問があり、QST 参考人から入札説明書の交付依頼は 5 者程度からあったが、入札に参加したのは 1 者であったこと、入札参加に至らなかった理由をヒアリングしたが、材料費、労務費の高騰や作業者の確保なども影響していると考えられるとの説明があった。

(3) 令和 4 年度下半期における随意契約及び一者応札のサンプリング事後点検について

事務局から資料 6、資料 6-1 及び資料 6-2 に基づき、令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月の契約事案の審査対象リストから各委員が抽出した 6 件について説明があり、委

員より特に問題は認められないとして了承された。

委員から出された主な意見は以下のとおり。

①競争性のない随意契約事後点検

「東京事務所間仕切り他工事」（本部及び千葉地区）

委員から賃貸借契約において工事は貸主が指定した業者が実施することが定められているとのことだが、契約書内に具体的な業者名が記載されているかとの質問があり、QST 参考人から契約書内には「賃貸人の指定する者」と記載されており、具体的な業者名は別途通知を受けているとの説明があった。

委員から価格交渉は行っているのかとの質問があり、QST 参考人から相手先と価格交渉を行ったうえで契約を締結しているとの説明があった。

②競争性のない随意契約事後点検

「ITER NBI 高電圧電源直流発生器の製作（1）」（那珂地区）

委員から契約に当たって参考見積から値引き交渉をされたのかということと、部材費について、金額が大きい割に簡潔にまとめられているため、部材費の価格の妥当性について検証出来ていたかについて質問があり、QST 参考人から部材費については、妥当性の確認をしているが、この案件は高度で特殊な機器であったため、業者からの参考見積に頼らざるを得ない部分はあったこと、また、契約担当者からもう少し細かく出せないかとの交渉はしたが、これ以上は困難であった。なお、他の契約案件の事例では部材費について積算資料という公の資料等で同じ部材があればそちらを採用するなど合理的に低く積算する努力をしているとの説明があった。

なお、この案件を含めて他の契約についても値引き交渉を行っており、この案件では予定価格より少し安い金額で契約したとの説明があった。

③一者応札・応募事後点検

「量子生命科学研究所 4 階パーテーションの整備他」（本部及び千葉地区）

委員から仕様書の記載振りが特定の商品に限定しているため一者応札となったのではないかとの質問があり、QST 参考人から仕様書には「相当品可」と記載しており、特定の商品のみ限定しているものではないこと、仕様書に記載されていた商品と類似のものを選定していれば別の業者でも実施可能であったため、今回の業者しか行えなかったものではないとの説明があった。委員から仕様書には必要最低限の仕様・性能を記載するようにし、過度な専門性を求めないように努め、競争性の確保に引き続き務めてほしいとの意見があった。

④一者応札・応募事後点検

「クリーンブースの購入」（高崎地区）

委員からオーダーメイドでありながら契約日から納期まであまり時間がないのではとの質問があり、QST 参考人から要求元に確認した結果、実験室内での配置で配電盤工事、冷却水の配管工事の関係で納入する場所を確定するのに時間がかかったためとの説明があった。委員から納期について今後の課題となるため、もう少し余裕を持たせて手続きを行うようにとの意見があり、QST 参考人からこの案件は受託の関係で納期設定の約束がありこのようなことになったが、今後このようなことがないように注意するとの説明があった。

⑤一者応札・応募事後点検

「ドライ真空ポンプの購入」(関西地区)

委員から一者応札になった理由として仕様書に記載されている仕様・性能に記載されている数字等は必ず満たさないといけないのかという質問があり、QST 参考人から原則として仕様書に記載されている数字以上のものが要求されるが、相当品として仕様を満たしているかについて業者から質問があった場合には要求元に確認するとの説明があった。委員から相当品の扱いについてわかりやすく仕様書に記載した方がいいことと、納期をもう少し長めにした方がいいとの意見があった。

⑥一者応札・応募事後点検

「IFMIF/EVADA 原型加速器試験データ用サーバの購入」(六ヶ所地区)

委員からサーバは汎用性があり、相当品の選定が出来ないというのは今回のサーバをある特定の業者しか取り扱っていないのかとの質問があり、QST 参考人から今回参加できなかった業者から特定の会社の製品は取り扱っているが、今回の高スペックなサーバは取り扱っていなかったと回答があったとの説明があった。委員から今回特定メーカーのサーバ(相当品可)となっているが、既に設置されているサーバとの互換性を鑑みて特定メーカーでなければならないのかとの質問があり、QST 参考人から仕様を満たしていれば他社の製品でも問題はないとの説明があった。委員から最近の半導体不足や納期の関係で一者応札になったのかとの質問があり、十分な発注期間の確保の観点から、事前に要求部署と協議し、通常発注期間が3か月弱であるところ、4か月超の発注期間を確保し入札を行ったが、結果、一者応札であった。今後は、更に、要求部署と協議し、十分な発注期間の確保に努めるとの説明があった。

(4) 令和4年度調達等合理化計画の自己評価の点検について

QST 参考人から資料7に基づき説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

3. 令和5年度調達等合理化計画の点検について

QST 参考人から資料8に基づき説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

4. その他

事務局から、次回の第16回契約監視委員会は今年の11月～12月頃に開催し、令和5年度上半期の随意契約及び一者応札の事後点検を中心とした議題としたい旨の説明があった。

以 上